

## ◆◆相続税改正！相続対策はどうか？◆◆

( 税理士法人ゴーイング 税理士 守屋貴史 )

平成 23 年度の税制改正大綱により、平成 23 年 4 月 1 日以後の相続等については、下記の通り基礎控除額が引き下げられるなど増税となる見込です。

まず、基礎控除額が『3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数』に引き下げられます。(改正前：5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数)

例えば、法定相続人が妻と子 2 人とした場合には、改正前であれば 8,000 万円の基礎控除額があり、遺産の総額がこれを超えない限り相続税は課税されませんでした。


しかし、改正後は、基礎控除額が 4,800 万円 (改正前との差額：3,200 万円) となりますので、相続税が課税されるケースが相当に多く増えるものと予測されます。

死亡保険金の非課税枠も、改正後は、「500 万円 × 法定相続人の数」という算式のうち、法定相続人の範囲が限定され、①未成年者、②障害者又は③相続開始直前に被相続人と

生計を一にしていた者となるため、生命保険金の非課税枠を利用した相続税対策を見直す必要があるようです。

その他、昨年(平成 22 年)の税制改正により、小規模宅地等の特例(一定の要件を満たすと土地の相続税評価額が下がる優遇規定です。)も見直しが行われ、要件が厳格化されたことにより、小規模宅地の評価減を利用できる宅地等が限定されることとなっています。

これまでは、一般的な世帯に相続税が課税されるケースは少ないのが現状ですが、今後は、特に地価の高い都心部などでは資産家に限らず、サラリーマンなど一般の方々にも対象が広がるため、相続税対策が必要となりそうです。



念のため、相続対策を見直されてはいかがでしょうか。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問い合わせ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F  
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp